

アメリカのファッショ化と政黨規制法

中村, 義知

<https://doi.org/10.15017/1290>

出版情報 : 法政研究. 21 (2), pp.81-96, 1954-02-28. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

アメリカのフアツシヨ化と政黨規制法

中 村 義 知

アメリカの現在の政治情勢は明らかにフアツシヨ化の傾向を示しているが、このようなフアツシヨ化の傾向がアメリカの政黨制度のなかにどんな形であらわれているか、これを明かにすることが本稿の目的である。アメリカの雜誌「マンスリー・レヴュー」は述べている——「わが国のフアシスト達がヨーロッパの先駆者と同様の方法をとるだろうと考える誤りを犯してはならぬ。實際、我々は、彼らが同じ方法を取らないと考へなくてはならぬ」。同じことを菊池氏はもつと具体的な形で述べている——「アメリカのフアシズムは、特別のフアツシヨ政黨・フアツシヨ団体・突撃隊・宣伝機関などを新たに作る必要はない。旧来の二大政黨がそのまゝ、フアシズムの機能を着々と果しつつある」。すなはちこれらの論者によると、アメリカのフアシズムはこれまでのそれとは異つた形をとつてゐること、換言すれば、ブルジョア民主主義の形式を温存しつつ、フアシズムに移行してゐることが特徴だとされている。これは間違ひではない。しかし、この場合われわれがブルジョア民主主義は何らの変質をも蒙らないのだと考へるならば、それは間違である。ブルジョア民主主義は内部から腐蝕され、形骸化され、変質を余儀なくされる。アメリカ二党制の変質はこれを示している。第一にアメリカの二党制は今日その本来の意味を失つて疑似二党制になつてゐる。かつては大地主と産業資本の利益をそれ／＼代表していた二大政黨は、いまでは階級的基礎においても、綱領においてもその差異を喪失し、いずれも独占資本の代表者となつてゐる。それは別々の政黨の形をとつてゐるけれども、本質的

には一政党内のグループの利益を代表しているにすぎない。「両党のイデオロギーは、その目的について機能するというよりも、むしろ、その候補者について機能する」といつた方が適切である。かゝる二党制は疑似二党制であつて、本質的には一党独裁に外ならぬ。アメリカ独占資本はこれを通じて自由に国家権力を駆使しファシスト的政策を推進できるのである。その意味において二党制は、現在アメリカ独占資本の最大の政治的支柱であり、その『掌中の玉』であるといつていい。

第二にアメリカ二党制の疑似二党制化に関連して看逃すことのできないものは『政党規制法』(Laws of regulation of political parties)である。政党規制法は疑似二党制の強化・その国民政党的粉飾とともに、かつてブルジョア民主主義下で△自然発生的な私的団体▽(△voluntary associations of private persons▽)であつた政党を、△法制的な国家機関▽(△legally recognized organs of government▽、△governmental agency▽)に強引に転化させ、それによつて二大政党のファシシヨ化を促進したのである。しかも、それは、このような国家権力の発動によつてブルジョア民主主義の憲法的諸原理を事実上否定することによつて行われた。ではこのような政党規制法はどうして生みだされたのであろうか？

こゝでわれわれが注意する必要があるのは、第一に政党規制法は二党制成立の原因とはかならずしも関係がないことである。この問題については従来一連の論争があり、政治制度説と社会経済説が対立していた。^(八)そしてけつきよく、社会経済的原因が第一次の原因であり、政治制度的原因が第二次の原因であるとされた。^(九)政党規制法は二党制を生み出したのではなく、すでに意義を失つた二党制に権力的規制を加え、その△自然発生的・私的▽本質を廃棄して、△法制的・国家機関▽化したところに意味があるのである。社会経済に対する権力の側からの反作用を看過してアメリカにおける小政党・社会主義政党の法的弾圧も、同一の社会経済状態がびくかぎり決してその政党型を変化

させるものではないとし、さらに、「政党の本質が社会を国家に代表することにあるのであり、その活動の源泉は社会そのものの利害の対立にある訳だから、之を国家の側から代表せらるべき社会の範囲を一方的に限定することは本来誤である」と言うならば、それは一面の正しさを含みながらも、誤まれる経済主義に墮したものと云わざるをえない。何故ならば現実はいかゞる経済主義をのりこえて進みつゝあるからである。

第二に、政党規制法のトレーガーは独占資本ではなくて、むしろ反独占的な中間層であるとする見解がある。アメリカにおいて、中間層のいわゆる『革新主義』(Progressivism)の政治的結果がこの政党規制法であるとする説が^(一〇)おこなわれているとき、これを示している。しかし、かゝる見解は政党規制法の二面性を見落していると言わねばならぬ。政党規制法のもつている一つの面は改良主義的な面である。なるほど発論的にみるならば、政党規制法はアメリカの独占資本によつてつくられたというよりも、むしろ中間層の人々によつてつくられたといった方がよいかもしれない。アメリカ資本主義が独占的な段階に入るとともに益々ひどくなつた社会不安や政治的頹廢は、農民や小商人、小生産者たちをして独占資本の圧力に抗してけつ起させ、彼らの横暴を制肘する一つの手段としてこの政党規制法を成立させたのであつた。しかし、それがいつの間にか独占資本のために利用されて、さいしよそれが意図したものととは全く反対のものに転化されたのである。それとともに政党規制法の他の一面があらわれてくるのである。国家権力によるブルジョア民主主義的憲法諸原理の否定を通じて、独占資本に都合のいゝ政党体制をつくりだす面がすなはちそれである。アメリカの中間層は、選挙のメカニズムのなかでは強力に振舞うことができたし、それを通じてしばしば独占資本に勝つことができたが、その浮動性のために、せつかくの政治的な獲物を生かすことができなかった。彼らの主張は一貫性と永続性を欠いていたばかりでなく、行政機構を握つて獲得した法律の実施を確保することができなかつたので、せつかくの勝利も一時的な勝利に終つたのである。^(一一)そしてあげくの果には、彼らは、独占資本

の支配のもとに再編入されてしまった。こういう風にみまると、政党規制法はさいしよ中間層によつて手をつけられたものが、トビに油あげをさらわれるように独占資本のためにさらわれたものといふことができる。

二

では次に、このようにしてできた政党規制法はどんな構成と内容をもつていたのであるか？ 第一に、それは主として州法から成り、連邦法はたゞ補助的な役割を演じているにすぎない、これはアメリカの政党が州単位に組織され、それが連合するという形をとつてゐるためである。第二に、それは単一法規ではなく、雑多な法規の集合体であるが、ファツシヨ化のテコとして、それらの法規をみる場合次の三点に分つて考察することができる。(一) 疑似二党制の強化 (二) △自然発生的・私的▽政党の△法制的・国家機関▽への転化||党と国家の癒着 (三) 二大政党の国民政党的粉飾||その階級性の隠蔽。そしてこの三点のどの一を看過しても政党規制法の正しい認識は妨げられるであろう。この三点は相互に補完し合つて一の目的に奉仕してゐるものだからである。第三に、政党規制法による二大政党のファツシヨ化の過程はそのままアメリカ憲法原理の事実上の廃棄、超合法的支配の樹立の過程と照応する。その過程における法理的ギャップを埋めるものがアメリカの各級裁判所である。われわれは次に政党規制法の要点ともいふべき前記の三点について少しくその内容に立ち入つて検討してみよう。

第一点||疑似二党制の強化 この点の中心問題は、間接的な仕方によるすべての第三政党の排除および人民の△政党組織権▽ (△the inherent right to organize political parties⁽¹⁾⁽³⁾) の事実上の剝奪である。州法はこの点について二種の方法を示してゐる。

(一) 政党の法的限定 (statutory definitions of political parties)。一定の法定条件を具備しない新政党や小政党を予選会への参加および投票用紙への記載から排除しようとするものであつて、それはかなり苛酷な形でおこなわれる。

前回の州選挙のための総投票に対する或る党候補者の得票の割合または数量が法定量（例えばコネチカットでは〇・五％、ヴァージニアでは二五％、ニューヨークでは五万票、テキサスでは十万票）に達しなかつた場合には、その党は予選会への参加や投票用紙への記載から除外されるのである。このような方法は六州を除きその他の全州でおこなわれている。又新政党や小政党のための道を全面的に封鎖することなく、一定数の登録投票者があればいゝとしているところや、一定数の署名を得た予選会参加申請書を提出すればいゝとしているところもあるが、これとてもその「一定数」という奴にひつかゝつて新政党や小政党の進出は容易でなくなるのである。^(二四)

ところでこのような形での△政党組織権▽の否定はいかにして正当化されたのであろうか。裁判所は州の投票中一定の得票数をうることのできない小政党は善かれ悪かれ「政治的要素」(political factor)ではないとし、彼らに大政党の特権や義務を拒むことができる^(二五)と判定した。そしてこのような判定を行つてもそれは法の平等を否定するものではないとしたのである。

(二) 政党目的の限定 (statutory limitations of party purposes)。これは政党がその目的を綱領・宣言のなかで発表する自由を剝奪しようとするものである。第一には刑法の規定によつて政党の目的が制限される。政治経済の改革を目的とする暴力的行為や暴力的言辞を禁ずる刑法の規定によつて政党の目的を制限し、それによつて新政党の出現を阻む方法がすなはちそれである。それは三段階（1、マッキンレー暗殺の影響で三州が、2、一九一七—二三年にはボルシェヴィズムの影響で二五州が、3、三一—四九年とくに冷戦開始後に一二州が制定）を経て発展し、五〇年現在三八州に達している。^(二六) 第二に破壊的個人・同団体所属者の公職からの排除・忠誠宣誓令 (Loyalty Oaths) によつて公職選挙に参加しうる政党の範囲が限定される。これは五〇年現在三二州でおこなわれている。^(二七) 第三に△非米的原理▽ (△ Un-American principles ▽) による特定政党の排除がある。全体主義、或は暴力その他の破壊的方法で政府

の顛覆を主張する政党を非合法とする方法がすなはちそれである。州法によつてその用語は区々であるが、例えばテキサス州法は、共産党を特に指名し、イリノイ州法は、共産党・ファシスト党・ナチ党を列挙するばかりでなく、さらにこのような政党と交渉をもち、或はその他の△非米的原理▽を容認し、外国の政治原理や理念への奉仕および確立した憲法的統治形態の暴力的顛覆を宣伝するいかなる政治団体 (political group or organization) も政党として承認されず、投票用紙に記入されないと規定している。^(二八) このような規定をもっている州は五〇年現在一七州におよんでいるが、^(二九) 注意する必要があるのは非米的政党の排除が主として投票用紙からの排除、即ち間接排除の形をとつてい

ことである。又この規定は大統領選挙、連邦議会選挙、州及び地方選挙のすべてにおよぶのである。次に重要なことは、このような規定の適用が州及び地方の選挙役員 (state and local election officials) の権限に属し、しかも彼らは主として共和黨員又は民主黨員或はその兩者から成り、彼らの自由な解釈によつて、全体主義ばかりでなく、自由主義者、進歩主義者、急進主義者その他二大政党に挑戦する一切の異端^(三〇) 「第三党」 (all "third" parties) が抑圧・非合法化されることである。これによつて二大政党は盤石の安きを得るわけである。このけつか例えば、一九五二年の選挙において進歩党はわずか二八州で候補者名簿に登録されたに止つた。

上述の諸州法に対して連邦議会はどんな態度をとつたか？ 戦前から非米活動委員会 (Committee on Un-American Activities)^(三一) 及びマコミック法 (the McCormack Act, (1938))^(三二) ・ヴォルヒース法 (the Voorhis Act)^(三三) ・スミス法 (the Smith Act, (1940))^(三四) をもつてファシスト党及び共産党に臨んでいたが、シュナイダーマン事件 (320 U. S. 118 (1943))^(三五) がおこつて以来この三法では不十分とされ四八年連邦議会において共産党の規制が問題となつた。その論議のけつか「経済・社会・政治学説としての共産主義」は憲法によつて保障されるが、「外国の独裁制の利益のために献身する陰謀としての共産主義」は取締る必要があるということになり、けつきよく共産党の選挙への参加を禁止しないで、

登録その他間接的抑圧によつて共産党の選挙活動を事実上不可能にする方法がとられることになつた。^(二六) そしてこのよ
うな考え方は迂余曲折のうちに、マツカラン法^(二七) (the McCarran Act, Internal Security Act of 1950) となつてあら
われた。又四七年の連邦官吏忠誠令^(二八) (Executive Order 9835) も共産党の抑圧に役立った。

しかし、このような諸措置はブルジョア民主主義的憲法原理の事実上の廃棄を意味するものであつた。第一に刑法
的規定において政治経済的変革のための単なる主張を犯罪とするのは憲法修正第一条の廃棄であつた。それを違憲で
ないとする人々は『明白かつ現下の危険の原則』^(二九) (the clear and present danger rule) をあげ、この原則を法律のなか
で宣言する措置をとつたが、^(三〇) 議会の宣言によつて問題が片附くわけのものでないことは明かであつた。^(三一) 第二に単に団
体員であることによつて有罪とすることも憲法の廃棄に等しかつた。^(三二) 第三に破壊的個人の公職排除も事実上の憲法の
廃棄であつた。判例では『公職に対する権利』^(三三) (a right to a government job) というものは存在しないことを理由に
違憲ではないとしたが、^(三四) これは詭弁以外の何ものでもなかつた。第四に△非米的政党▽の排除はもつとも直接的な
△政党組織権▽の侵害であつた。しかるに判例は、投票用紙への記載の拒否は政党そのものの否定ではないから不法
ではないと曲論した。^(三五)

第二点△政党の△法制的・国家機関▽への転化 政党活動及び組織の全部門を法的に規制することによつて、かつ
ての△自然発生的・私的▽政党を△国家機関▽に転化し、党と国家の癒着を実現したものである。政党は憲法や法令
に依拠するものではなく、人民の△先天的政党組織権▽に基づくものであるから、その規律・公職候補者指名・党員
資格等を自ら決定する△自然権▽をもつものとされていた。政党規制法はこのような△政党の自然権▽を否定し、そ
れを強引に△法制的権能▽に転化 (alteration from △the natural rights of political parties▽ to △the statutory one▽)
した。しかも最高裁判所までが△政党自然権▽の否定を違憲でないとして、政党の変質を容認した。^(三六) △政党自然権▽

の否定は次のような方法でおこなわれた。

- (一) 政党の役員及び委員の選挙や、その権限を法律によつて規制する方法 これは今日アメリカの全州でおこなわれている。^(三七)
- (二) 政党党規 (party constitution, rules or by-laws) の採用と修正に対して、法がその成立及び効力を規制する方法 この場合△政党の自然権▽は細かい点で法の規定がない場合にかぎり、補充的解釈基準として採用される。^(三八)
- (三) 党員資格の決定権を法律によつて規制する方法 一八八〇年から始つたが、一九二〇年以降白人予選会について問題が紛糾し、けつきよく一九四四年に党員資格にかんする△政党の自然権▽が決定的に剝奪された。^(三九)
- (四) 公職候補者指名権を法律によつて規制する方法 アメリカ州議會はどここの州議會でも候補者の指名方法を細かく規制することによつて△政党の自然権▽を有名無実のものにしてしまつた。議會の規制はきわめて広汎細密であるが、政党の指名禁止だけは法もなすことができぬものと解釈されている。このような禁止は、公職の選択を表明するために、人民が結合する自由を犯すことになるからというのである。かくて指名権は法も奪いえない唯一の△政党自然権▽であるとされたが、^(四〇) 事実上は全く廢棄されてしまつたのである。又新政党や小政党の公職候補者指名権が事実上否定され、^(四一) しかも裁判所がそれを正当化したことは前に述べたとおりである。
- このような候補者指名の規制、すなはち直接予選会制度については、それは独占資本のためというよりも、むしろ独占資本の支配に反対する中間層のためを慮つて設けられたのだという見解がある。^(四二) しかし、これは正しくない。何故ならばこのような見解はこの制度のもつている二面性を看過しているからである。それは過去の指名方法(コーカス・コンヴェンション)が地方の富裕者や特権階級の政党支配の手段として用いられていたのを清算し、直接予選会制度の実現によつて中間層の進出を保証した点では、なるほど一応改良主義的な側面をもつてはいたが、他面、政党活動の中核である候補者指名の法的規制によつて、独占資本のより一層合理的で洗煉された形での政党支配の手段を提供

したこともまた事実であつた。『金力の支配』は直接予選会によつて一掃されるどころか、単に地方的政党ボスの権力独占を排除してかえつて「ヨリ大きな支配勢力」のために道を清めたにすぎなかつたのである。^(四三)たゞ外観が民主的だというだけで賛美したり、恐れたりするのは馬鹿氣たことであつた。^(四四)直接予選会が独占資本の政党支配の新しい手段に転化した第一の理由は、途方もなく、費用がかゝる点にあつた。費用の龐大化は必然的に独占資本の発言権と統制権を強化せずにはおかなかつた。新聞・ラジオ・テレビ等の近代的マス・コミュニケーションの選挙過程への動員もまたこれを決定的にした。次に候補者の多いこと (long ballot) や大衆の非組織性を利用して、独占資本の手先たるボス・マシンはその統制強化のための新しい手段を案出した。「直接予選会前の候補者名簿」(preprimary state)と「予選会前の政党会議」(preprimary convention) がすなはちそれであつた。前者は予選会前に幹部が作成した名簿をそのまま予選会で承認させようとするものであり、後者は予選会のイニシアティブをとるために指導的幹部や派閥の勢力を誇示しようとするものであつた。^(四五)いづれも州によつて若干の差異や変遷があつたが、予選会を独占資本の支配の道具に変えたという点で同じであつた。

第三点『『国民的』政党の粉飾 『政治腐敗防止法』 (Corrupt Practices Act) がそれであつたが、この法律の本質は「腐敗防止」よりもむしろ腐敗、隠蔽にあるといつた方が適切であつた。それは改良主義の仮面をかぶりながら実は二大政党の階級の本質を隠蔽し、労働階級の政治的進出を資金面から阻止するところにその狙いをもつていた。この部門では連邦法が特殊な発展をとげているので、主として連邦法についてみることにしよう。

(一) 二大政党の階級の本質の隠蔽 それは独占資本の政治資金の操作による政党支配を隠蔽するために、第一に銀行及び会社の政治献金の全面的禁止 (一九〇七年の連邦法) という形をとつたが、その狙いは単に政治資金のルート移転、即ち会社献金から個人献金への切替えにあつた。例えば、一九三二年、三六年の選挙において家族や会社関係

者の名で偽装的な個人献金がおこなわれたことは明かであつて、デユ・ポン、ピユウ両家だけでも共和党に百万ドル以上献金した。^(四六)大口献金を階級別に表示すと次表のごとくであつた。

全国委員会に対する千ドル以上の献金の階級別百分比 (1928—1936)

党 名	民 主 党			共 和 党		
	1928	1932	1936	1928	1932	1936
大 資 本 ¹⁾	55.6	52.3	34.6	65.8	62.0	56.6
中 産 層 ²⁾	2.4	14.6	27.6	5.0	9.6	6.3
勞 働 階 級	—	—	10.2	—	—	—
不 明	42.0	33.1	27.6	29.2	28.4	37.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

1) 銀行家、工業家、鉱業石油業者、醸造業者、鉄道及び航空事業者、出版広告業者を含む。

2) 専門家 (professional men)、小売業者、官吏を含む。

(C. E. Merriam and H. F. Gosnell, The American Party System, 1950, p. 399, table 9. より算定した。)

このように偽装献金が露骨になると、その評判もまた悪くなつた。そこでそれを隠蔽し、個人献金を制限することが必要となつた。個人献金が最高五千ドルに限定 (the Hatch Act (1940), Sec. 13.) されたのはそのためであつた

が、けつかは偽装献金を組織的な分散献金に駆り立てただけであつた。ハッチ法第十三条但書では州及び地方政党委員会への献金が除外されていた。そのため一九四〇年の二大政党全国委員会の受けた献金についてみると、五千ドル以上の献金は激減したが、地方委員会への分散献金が激増したことを示していた。そのけつか、例えばデュ・ボン、ピュー、ロツクフェラーの献金は表面に出ただけでも、それぞれ二〇・三万ドル、一六・四万ドル、一一・三万ドルであつた。かくて「ハッチ法はアメリカ六〇家族の選挙における支配力を根絶できなかつた」ばかりか、かえつて「△持てるもの▽が自己の財産をその中でつくりあげた体制の防衛のために起ちあがることを可能ならしめた」^(四七)のである。第三に、政治腐敗防止法は候補者、ないし政党委員会の資金支出額、又は献金受領額を制限し（一九一一・二五・四〇年の連邦法）、選挙費の縮限によつてすべての候補者及び政党に平等なチャンスを保証するのだという触出しであつたが、但書によつてたくさんの除外例が設けられたためにせつかくの「平等なチャンス」も行方不明になつてしまつた。^(四八)第四に、政治腐敗防止法は政治資金の公開によつて政治献金やその目的についての情報を公衆に与えるため、一定の団体に、所定の時期に、所定の事項について選挙費の出納報告書を提出させることを規定している（2U SCA § § 243—246）。しかし、その報告書はそれを検閲する機関があるわけではなく、たゞ提出者の宣誓があるだけで、二年間保存後は処分されることになつていた。もとより新聞に発表されるわけでもなかつた。その上記載及び計算方法が重複し、故意に複雑につくられ、なかには二千頁にも及ぶものがあつたので総金額の捕促はきわめて困難であつた。^(四九)したがつて、それによつて政党の腐敗が防止される筈もなく、たゞそれは政党の腐敗を隠蔽するのに役立つただけであつた。第五に、かゝる資金公開は圧力団体（pressure groups）へも拡大適用されたが、^(五〇)その狙いは総資本の利益にもとずいて個別資本の政治運動を調整し、労働階級の圧力団体を監視する点にあつた。

(二) 労働組合の政治献金の禁止 一九三六年以来政治腐敗防止法はその鋒先を主として労働組合に向けた。労働階

級の政治的進出を阻止するために労働者政党の出現を資金面からチェックしようとする動きが、すなはちそれであった。一九三六年のロナーガン報告^(五二)・一九四三年のスミス^(五二)コナリイ法・一九四七年のタフト^(五二)ハートレイ法はその代表的なものであった。ところがここに政治腐敗防止法全体を動搖させるような問題が生じた。タフト^(五二)ハートレイ法第三〇四条は労働組合の政治献金、又は支出 (expenditures) を禁じたが、この支出という言葉がすべての支出を含むとすると、組合は△自己自身の政治的見解を発表する自由▽・△言論出版の自由▽ (△ the right to propagate their own political views▽, △ the right of free speech, freedom of the press▽) を奪われることになるから、それは違憲だという問題がおこつたことがすなはちそれであつた。これに対しては最高裁判所もまたその違憲性を認めた。そのため組合が組合基金で自分の選挙を賄うことだけは可能になつた (U. S. v. CIO. 335 U. S. 106, 121 (1948) その他) が、政党への献金問題は未解決のまゝに残された。それにしても組合が自分の選挙を賄うことができるならば、銀行や会社についても同様の権利があることになり、政治腐敗防止法の体系全体が混乱に陥つた。^(五二)

三

政党規制法の本質はけつきよく、ブルジョア民主主義的憲法原理 (自由な△政党組織権▽、△政党の自然権▽、△言論出版の自由▽) を事実上廃棄し、合法的支配から超合法的支配に移行することによつて、事実上の一党独裁 (疑似二党制の強化、その△国家機関▽化、国民的政党の粉飾) を樹立した点にあつた。一九四〇年にスターがアメリカ政党の法的地位を論じて、それをドイツのナチ党やイタリアのファシスト党のそれに準ずるとしたのも宜なるかなである。そしてこのような傾向は第二次世界大戦後ますますひどくなつた。それだけにわれわれは政党規制法の今後のうごきを注視する必要があるのである。

(一) 現在アメリカをファシズムと規定するか、又は半ファシズムと規定するかについては争がある。W・フォスター「アメリカ

共産党第一五回全国大会へのメッセージ」(「アメリカの当面する諸問題」、新時代社、九頁)。又、参照、奥村茂次「アメリカ資本主義とファシズム」『経済学雑誌』二九の一・二合併号五二頁以下。

(二) Monthly Review, June 1953. 巻頭論文参照。

(三) 菊池謙一「アメリカ民主主義とファシズム」、『思想』一九五三年一號。

(四) 参照、岡田丈夫「ファシズム」、一九四九年、三一三一—二七頁。

(五) コンスタンチーノフ監修「史的唯物論」大月書店版、上巻三二二—二四頁。

(六) H. J. Laski, The American Democracy, 1949, p. 130.

(七) W. E. Binkley and M. C. Moos, A Grammar of American Politics, p. 197.

(八) 両説の内容をひくくは、田藤真一「二党制と多党制」、『香川大学経済論叢』二二二—二。及び L. Lipson, The Two-Party System in British Politics, the Amer. Pol. Sci. Rev., vol. 47, June 1953 を参照。

(九) Lipson, op. cit., p. 358. 田藤真一「二党制の原因に関する選挙制度説」、『香川大学経済論叢』二二二—二・三合併号、一〇一頁、及び同「二党制と多党制」、同誌二二二—二・一四二頁。

(一〇) 同誌、二二二—二・一三五頁。

(一一) W. Lippman, The Method of Freedom, p. 60, 69. C. E. Merriam, American Political Ideas, 1865—1917, 1927. pp. 26—27, 44—45. 高木八尺「米國政治史の研究」、昭和二五年、二五〇頁。

(一二) Merriam, ibid., pp. 26—27.

(一三) J. R. Starr, The Legal Status of American Political Parties, the Amer. Pol. Sci. Rev., vol. 34, pp. 444 ff. 尙、結社の権利 (the right of association) は憲法の明文では保証されていないが、コモン・ローや慣習が従来十分に認められていた (Ibid., p. 443.)。

- (一四) Ibid., pp. 452—55, 685—90.
 - (一五) Ibid., pp. 454—55.
 - (一六) W. B. Prendergast, *State Legislatures and Communism, the Amer. Pol. Sci. Rev.*, vol. 44, Sep. 1950, p. 556.
 - (一七) Ibid., p. 557.
 - (一八) C. A. Beard, *American Government and Politics*, 10th ed., 1949, p. 112.
 - (一九) Prendergast, *op. cit.*, p. 557.
 - (二〇) Beard, *op. cit.*, p. 113.
 - (二一) 非米活動委員会は一九三八年ダイス委員会として発足し、四六年正式の常任委員会となる。その評判は芳しからず、「非米活動」の概念が拡大され、憲法修正第一条違反であるとの意見書が、アメリカ自由人権連盟から最高裁判所に提出された。
 - (二二) 外国の統制に隷属して合衆国において活動する個人を検事総長の下に登録することを規定した。
 - (二三) 同上団体の登録を規定した。
 - (二四) 同法二条は暴力思想の主張・宣伝及び同団体の支持又は加入を非合法とした。
 - (二五) シュナイダーマン事件において連邦最高裁判所は、アメリカ共産党が暴力を支持しているか否かの問題を論ずることは今の場合不要であるとした。かくて、アメリカ共産党は、この判決を以て、「自党が強力又は暴力による合衆国政府の顛覆を主張するものではない」ことを確認したものであると主張した。かくて、スミス法の適用の余地がなくなったというのである。
- 参照、星田守、「アメリカにおける反共立法」、「警察学論集」、昭和二六年四月。
- (二六) Beard, *op. cit.*, p. 112. 「メント・ファガソン法案に対する非米活動委員会ウッド委員長の報告」(星田守、前掲誌四月号参照)。
- (二七) 独裁制樹立に貢献する一切の行為を不法となし、かゝる団体の登録・就職制限・旅券発行の禁止・緊急事態における抑

留を規定した。Illinois Law Review, vol. 46, May-June, 1951, pp. 274 ff. 藤田中、前掲誌、昭和二十六年四・五・六・七・八・九・一〇・一一月、二十七年三月号参照。

(二八) R. S. Abbott, The Federal Loyalty Program, the Amer. Pol. Sci. Rev., vol. 42, pp. 486 ff. T. Arnold, The Case against the Federal Loyalty Program, in "the Strengthening of American Political Institutions," 1949.

(二九) Giltow v. people of New York, 268 U. S. 562 (1925) がその例とせざるが、この原則はその後疑わしきものとなりた (West Virginia Board of Education v. Barnette, 319 U. S. 624, 639 (1943))。Prendergast, op. cit., pp. 568ff.

(三〇) 一九四九年のメリイランツ・フロリダ法やマツカラン法第二条第一五項の如し。

(三一) Prendergast, op. cit., p. 569.

(三二) Whitney v. California, 274 U. S. 357 (1927) は単なる所属による可罰性を認めたが、近時判例は躊躇し反対に傾いた (Schneiderman v. U. S., 320 U. S. 118, 136 (1943) その他)。Prendergast, op. cit., p. 569.

(三三) Ibid., pp. 570—71.

(三四) Starr, op. cit., pp. 445—46, 688—89.

(三五) Ibid., p. 448.

(三六) Ibid., p. 690.

(三七) Ibid., p. 448.

(三八) Ibid., pp. 449 ff.

(三九) Ibid., pp. 449 ff. 山田浩「アメリカの候補者指名制度概観」、『法政研究』二〇ノ一、一六〇頁。

(四〇) Starr, *ibid.*, p. 451.

(四一) 以上については又、次を参照せよ。Merriam and Overacker, Primary Election, Chap. VI.

- (四三) Ibid, p. 243. also see, C. E. Hughes, *The Fate of the Direct Primary, National Municipal Review*, vol. 10. Janu. 1921, p. 25.
- (四四) A. N. Holcombe, *Our More Perfect Union*, 1950. p. 171.
- (四五) Merriam and Overacker, *op. cit.*, p. 213, note 1.
- (四六) Ibid, pp. 214—15. Binkley and Moos, *op. cit.*, p. 214. 田田規' 種' 一' 平' 五' 賦'。
- (四七) L. Overacker, *the Amer. Pol. Sci. Rev.*, vol. 27, pp. 778—81, vol. 31, pp. 491—95.
- (四八) Overacker, *the Amer. Pol. Sci. Rev.*, vol. 35, pp. 716—22.
- (四九) Ibid., pp. 705—14.
- (五〇) J. K. Pollock, *Party Campaign Funds*, 1926, pp. 188—94.
- (五一) Title III of Legislative Reorganization Act of 1946. 法' 律' 法' 案' 第' 三' 條'。 B. Zeller, *The Federal Regulation of Lobbying Act, the Amer. Pol. Sci. Rev.*, vol. 42, Apr. 1948. 法' 律' 法' 案' 第' 三' 條' 之' 意' 義'。 pp. 253—254.
- (五二) Overacker, *the Amer. Pol. Sci. Rev.*, Vol. 31, pp. 473ff. 法' 律' 法' 案'。
- (五三) Binkley and Moos, *op. cit.*, pp. 224—29. *Harvard Law Rev.*, May, 1953, P. 1272.
- (五四) Starr, *op. cit.*, p. 439.